第1部 一般条項

第1章 会員の資格

第1条(会員)

- 1. 本規約を承認のうえ、JFRカード株式会社(以下「当社」といいます)が発行するカードの申込みをされた個人のうち、当社が入会を認めた方を本会員とします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。
- 2. 本規約に定める当社が発行するカードとは、「大丸松坂屋カード〈ゴールド〉(大丸·松坂屋 専用カード)」をいいます。
- 3. 本会員が本会員の代理人として指定した家族で、以下の責任を負うことを承認のうえ、当社にカードを申込み、当社が入会を認めた方を家族会員とします(以下「会員」という場合は、本会員と家族会員を指します)。家族会員は、当社が発行したカードおよびカード情報(会員番号、有効期限、セキュリティコード等。以下同様)を本規約に基づき、本会員の代理人として利用することができます。また、本会員は、家族会員が家族カードおよびカード情報を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。家族会員は、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
- 4. 本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対して本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより生じた損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含む)について家族会員と連帯して賠償の責を負うものとします。
- 5. 本会員は、家族会員が事由の如何を問わず本 条第3項に規定する代理人でなくなった場合ま たは代理人でないことが判明した場合は、家族 会員によるカード利用の中止を申し出るものと します。本会員は、この申し出以前に前3項の 代理人としての責任が消滅したことを、当社に 対して主張することはできません。

第1条(会員)

- 1. 本規約を承認のうえ、JFRカード株式会社(以下「当社」といいます)が発行するカードの申込みをされた個人のうち、当社が入会を認めた方を本会員とします。また、当社が入会申込みを認めた日を契約成立日とします。
- 2. 本規約に定める当社が発行するカードとは、「大丸松坂屋カード〈ゴールド〉(大丸·松坂屋 専用カード)」をいいます。
- 3. 本会員が本会員の代理人として指定した家族で、以下の責任を負うことを承認のうえ、当社にカードを申込み、当社が入会を認めた方を家族会員とします(以下「会員」という場合は、本会員と家族会員を指します)。家族会員は、当社が発行したカードおよびカード等。以下同様)を本規約に基づき、本会員の代理人として利用することができます。また、本会員は、家族会員が家族カードおよびカード情報を利用したことにより生じる全ての責任を負うものとします。家族会員は、当社が家族カードの利用内容・利用状況等を本会員に対し通知することを、あらかじめ承諾するものとします。
- 4. 本会員は、自ら本規約を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって家族会員に対して本規約を遵守させる義務を負うものとし、家族会員が本規約の内容を遵守しなかったことにより生じた損害(家族カードの管理に関して生じた損害を含む)について家族会員と連帯して賠償の責を負うものとします。

第2章 カードの管理

第6条(カードの貸与と取扱い)

- 1. 当社は会員1名につき、1枚のカードを発行し、 貸与いたします。なお、カードの所有権は当社 に属します。
- 2. 会員は、カードを貸与されたとき、直ちに当該カードの裏面署名欄に自署し、自署した会員本人以外は利用できないものとし、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を利用し管理するものとします。
- 3. 会員は、カードおよびカード情報を他者に貸与、譲渡、質入、担保提供等してはならず、また理由のいかんを問わず、カードおよびカード情報を他者に利用させ、もしくは利用のために占有を移転することは一切できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または現金化を目的として商品・サービス購入等のためにカードのショッピング枠を利用すること、その他違法な取引に利用することはできません。

第6条(カードの貸与と取扱い)

- 1. 当社は会員 1 名につき、1 枚のカードを発行し、 貸与いたします。 なお、カードの所有権は当 社に属します。
- 2. 会員は、カードを貸与されたとき、直ちに当該カードの裏面署名欄に自署し、自署した会員本人以外は利用できないものとし、善良なる管理者の注意をもってカードおよびカード情報を利用し管理するものとします。
- 3. 会員は、カードおよびカード情報を他者に貸与、譲渡、質入、担保提供等してはならず、また理由のいかんを問わず、カードおよびカード情報を他者に利用させ、もしくは利用のために占有を移転することは一切できないものとします。また、会員は、現行紙幣・貨幣の購入、または現金化を目的として商品・サービス購入等のためにカードのショッピング枠を利用すること、その他違法な取引に利用することはできません。

4. カードおよびカード情報の利用、管理に際して、会員が本条2項、3項のいずれかに違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用されたときは、本会員は、これによって生じる一切の債務について支払いの責を負うものとします。また、この場合において販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当社に対するカード利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。

4. カードおよびカード情報の利用、管理に際して、会員が本条2項、3項のいずれかに違反し、その違反に起因してカードおよびカード情報が不正に利用されたときは、本会員は、これによって生じる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第7条(カードの有効期限)

- 1. カードの有効期限は、当社指定の期日までとします。
- 2. 有効期限の2カ月前までに申し出がなく、当社が引き続き会員として認める場合には、新しいカードを送付します。ただし、届出住所宛に当社が送付した郵便物が不着となった場合等、当該届出住所宛に郵便物を発送しても到着しないと当社が認める場合には、送付を保留することができるものとします。

第13条(紛失·盗難·偽造)

- 1. カードもしくはカード情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」といいます)により他者に不正利用された場合、本会員は、これによって生じる一切の債務について支払いの責を負うものとします。
- 2. 会員は、カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に連絡し、最寄警察署に届出るものとします。当社への連絡内容については、改めて文書で届出ていただく場合があります。
- 3. 偽造カードの使用によるカード利用代金については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
- 4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または利用について会員に故意または過失があるときは、本会員は、これによって生じる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第15条(カード利用の一時停止)

- 1. 当社は、カード発行後、支払口座の設定手続が 完了するまでの間、カードの利用を停止すること ができるものとします。
- 2. 当社は、短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードの全部または一部の利用を一時的に停止することができるものとします。
- 3. 当社は、会員が本規約に違反もしくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードの全部または一部の利用を一時的に停止できるものとします。また、この場合、当社は加盟店や現金自動預払機等を通じてカードの回収を行うことができるものとし、加盟店からカード回収の要請があったときは、会員はこれに応じるものとします。
- 4. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、カードの利用を停止することができるものとします。

第7条(カードの有効期限)

- 1. カードの有効期限は、当社指定の期日までとします。
- 2. 有効期限の2ヵ月前までに申出がなく、当社が 引き続き会員として認める場合には、新しいカードと会員規約を送付します。ただし、届出住 所宛に当社が送付した郵便物が不着となった 場合等当該届出住所宛に郵便物を発送しても 到着しないと当社が認める場合には、送付を保 留することができるものとします。

第13条(紛失·盗難·偽造)

- 1. カードが紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて 「紛失・盗難」といいます)により他者に不正利 用された場合、本会員は、これによって生じる 一切の債務について支払いの責を負うものと します。
- 2. 会員は、カードが紛失・盗難にあった場合、速やかにその旨を当社に連絡し、最寄警察署に届出るものとします。当社への連絡内容については、改めて文書で届出ていただく場合があります。
- 3. 偽造カードの使用によるカード利用代金については、本会員は支払いの責を負わないものとします。この場合、会員は被害状況等の調査に協力するものとします。
- 4. 前項にかかわらず、偽造カードの作出または利用について会員に故意または過失があるときは、本会員は、これによって生じる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

第15条(カード利用の一時停止)

- 1. 当社は、カード発行後、決済口座の設定手続が 完了するまでの間、カードの利用を停止すること ができるものとします。
- 2. 当社は、短時間に換金性商品を連続して購入する等カードの利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、カードの全部または一部の利用を一時的に停止することができるものとします。
- 3. 当社は、会員が本規約に違反しもしくは違反するおそれがある場合、カードの利用状況に不審がある場合には、カードの全部または一部の利用を一時的に停止できるものとします。また、この場合、当社は加盟店や現金自動預払機等を通じてカードの回収を行うことができるものとし、加盟店からカード回収の要請があったときは、会員はこれに応じるものとします。
- 4. 当社は、本会員の信用状況等に応じて、審査のうえ必要と認めた場合、カードの利用を停止することができるものとします。

- 5. 当社は、「貸金業法」に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、カードキャッシングの利用を停止することができるものとします。
- 6. 当社は、カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると判断した場合、 会員への事前の通知なしにカードの利用停止 措置をとることができるものとします。
- 7. 当社は、会員の情報および具体的なカードの利用内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して当社所定の本人確認資料や書類等の提出を求め、本人確認や取引目的等の確認を実施することがあり、会員は、当該本人確認や取引目的等の確認に応じるものとします。当社は、当該本人確認や取引目的等の確認に際し、提出期限を指定して会員に回答を求めた場合で、会員から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合は、カードの利用を制限することができるものとします。
- 5. 当社は、「貸金業法」に基づき、会員に源泉徴収票、確定申告書その他の資力を明らかにする書面の提出を求めるとともに、勤務先や収入等の確認を求めることができるものとします。また、当社所定の期間内に所定の方法による確認が完了しなかった場合、カードキャッシングの利用を停止することができるものとします。
- 6. 当社は、カードまたはカード情報の第三者による不正使用の可能性があると判断した場合、会員への事前の通知なしにカードの利用停止措置をとることができるものとします。

第4章 会員資格の取消し・期限の利益の喪失・退会等

第22条(会員資格の取消し)

- 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、 その他当社が会員として不適格と認めた場合 は、通知・催告等をせずに会員資格を取消すこ とができるものとします。
- ① 申込みに際し虚偽の申告をした場合
- ② カード利用代金等、当社に対する債務の履行を 怠った場合
- ③ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当社が判断した場合
- ④ カード発行後2カ月以内に支払口座の設定 手続が完了しない場合
- ⑤ 会員が死亡したことを当社が知ったとき
- ⑥ 本規約のいずれかに違反した場合
- ⑦ 本会員の信用状況が悪化したとき
- ⑧ 会員が、自らまたは第三者を利用して、次のアから
 方までのいずれかに該当する行為をした場合
 - ア、暴力的な要求行為
 - イ、法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ、取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力 を用いる行為
 - 工、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用い て当社の信用を毀損し、または当社の業務を 妨害する行為
 - オ、その他前記アから工に準ずる行為
- ③ 当社または当社委託先または当社加盟店、当社グループ会社の従業員等(派遣社員を含む)に対し、次のアからオに掲げる行為その他当該従業員の安全や精神衛生等を害するおそれのある行為をした場合(第三者を利用して行った場合を含む)
 - ア、暴力、威嚇、脅迫、強要等
 - イ、暴言、性的な言動、誹謗中傷、ストーカー行為 その他人格を攻撃する言動
 - ウ、人種、民族、門地、職業その他の事項に関する差別的言動

第22条(会員資格の取消し)

- 1. 当社は、会員が次のいずれかに該当した場合、 その他当社が会員として不適格と認めた場合 は、通知・催告等をせずに会員資格を取消すこ とができるものとします。
- ① 申込みに際し虚偽の申告をした場合
- ② カード利用代金等、当社に対する債務の履行を 怠った場合
- ③ 換金を目的とした商品購入の疑い等、会員のカードの利用状況が不適当もしくは不審があると当社が判断した場合
- ④ カード発行後2ヵ月以内に決済口座の設定手 続が完了しない場合
- ⑤ 会員が死亡したことを当社が知ったとき
- ⑥ 本規約のいずれかに違反した場合
- ⑦ 本会員の信用状態が悪化したとき
- ⑧ その他当社が会員として不適格と判断した場合
- 2. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合、会員は速やかにカードその他当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
- 3. 当社は、会員資格の取消しを行った場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてカードの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。
- 4. 本会員は、会員資格の取消後においても、会員がカードを利用しまたは他者に利用されたとき(カード情報の利用を含む)は、これによって生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。
- 5. 本会員が会員資格を取り消された場合には、 同時に家族会員も会員資格を取り消されるも のとします。

- 工、長時間にわたる拘束、執拗な問い合わせ
- オ、金品の要求、特別対応の要求、実現不可能な 要求、その他内容もしくは態様が社会通念に 照らして著しく不相当と認められる要求等
- ⑩ その他当社が会員として不適格と判断した場合
- 2. 会員資格を取消されたときは、当社が必要と認めた場合、会員は速やかにカードその他当社から貸与された物品を当社に返還するものとします。また、会員資格を取消された場合、会員は当社に対する会員資格に基づく権利を喪失するものとします。
- 3. 当社は、会員資格の取消しを行った場合、カードの無効通知ならびに無効登録を行い、加盟店等を通じてカードの返還を求めることができるものとします。会員は、加盟店等からカードの返還を求められたときは、直ちに当該加盟店等を通じて当社に返還するものとします。
- 4. 本会員は、会員資格の取消後においても、会員がカードを利用しまたは他者に利用されたとき(カード情報の利用を含む)は、これによって生じたカード利用代金等について全て支払いの責を負うものとします。
- 5. 本会員が会員資格を取消された場合には、同時に家族会員も会員資格を取消されるものとします。

個人情報の取扱いに関する重要事項

第1条(個人情報の取得・保有・利用・委託)

1. 会員(本重要事項において申込者を含む。以下同じ)は、本契約(本申込を含む。以下同じ)を含むJFRカード株式会社(以下「当社」といいます)との各種取引(以下「各取引」といいます)の与信判断および与信後の管理ならびに各種サービスの提供のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。

① 属性情報

各取引所定の申込書(WEB上の申込書を含む)に会員が記載した会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、住居状況、家族構成、勤務先、勤務先電話番号、学校、運転免許証番号、メールアドレス(ショートメッセージサービスが利用可能な電話番号を含む)、年収等の属性に関する情報

なお、これらの情報に変更が生じた場合(会員の申告による場合のほか、⑦又は®に基づき当社において情報を変更した場合を含む)の変更後の情報および会員からの問合せにより当社が知り得た情報を含みます。

② 契約情報

申込日、契約日、カード番号、大丸松坂屋お客様ID、利用枠、暗証番号、支払口座に関する情報

③ 利用情報

各取引に関する利用日、購入商品、提供サービス名、利用金額、利用加盟店などのカードの利用に関する情報

④ 取引情報

各取引に関する返済回数、返済金額、支払開始 後の利用残高、キャッシング残高、月々の支払 状況などのカードの取引に関する情報、その他 取引に関する情報(取引の際に使用した機器

第1条(個人情報の取得・保有・利用・委託)

- 1. 会員(本重要事項において申込者を含む。以下同じ)は、本契約(本申込を含む。以下同じ)を含む JFR カード株式会社(以下「当社」といいます)との各種取引(以下「各取引」といいます)の与信判断および与信後の管理ならびに各種サービスの提供のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」といいます)を当社が保護措置を講じたうえで取得・保有・利用することに同意します。
- ① 属性情報

各取引所定の申込書(WEB上の申込書を含む)に会員が記載した会員の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、住居状況、家族構成、勤務先、勤務先電話番号、学校、運転免許証番号、メールアドレス(ショートメッセージサービスが利用可能な電話番号を含む)、世帯年収等の属性に関する情報(これらの情報に変更が生じた場合の変更後の情報および会員からの問合せにより当社が知り得た情報を含む)

② 契約情報

申込日、契約日、カード番号、大丸松坂屋お客様ID、利用枠、暗証番号、決済口座に関する情報

③ 利用情報

各取引に関する利用日、購入商品、提供サービス名、利用金額、利用加盟店などのカードの利用に関する情報

④ 取引情報

各取引に関する返済回数、返済金額、支払開始後の利用残高、キャッシング残高、月々の決済状況などのカードの取引に関する情報、その他取引に関する情報(取引の際に使用した機器に関する情報、購入画面等に入力した情報、利用加盟店におけるお客様の情報)

に関する情報、購入画面等に入力した情報、利用加盟店におけるお客様の情報)

⑤ 信用情報

各取引に関する会員の返済または支払能力を 調査するため、または支払途上における会員の 返済または支払能力を調査するため、当社が取 得した他のクレジット等の利用履歴および過去 の債務の返済状況に関する情報

⑥ 本人確認情報

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、 「貸金業法」、「割賦販売法」に基づく本人確認 書類に記載された情報

⑦ 住民票記載情報

各取引の規約等に基づき、与信判断および与信後の管理のためまたは本人特定事項の確認のため、当社が必要と認めた場合に会員の住民票を当社が取得し、利用して得た情報

⑧ 年収証明書等の情報

各取引に関する会員の支払能力を調査するため、会員の源泉徴収票、所得証明書等の提出を 受け収入等の確認をすることによって得た情報

⑨ 音声·映像等の記録情報 問合わせ等の通話および防犯上録画された映 像等の記録情報

⑩ WEBサービス・アプリ等の情報

当社が運営する各種WEBサービス、各種アプリにおいて、会員が登録または届出た情報、ログイン、利用する際のIPアドレス・ブラウザ情報および GPS機能を用いて取得した位置情報等

① 公開情報

官報や電話帳等一般に公開されている情報

② 電話の有効性情報 届出電話の過去5年間の有効性(通話可能か 否か)に関する情報

2. 会員は、当社が各取引に関する与信判断および 与信後の管理業務の一部または全部を、当社の 提携する会社に委託する場合に、当社が個人情 報の保護措置を講じたうえで、前項により取得 した個人情報の一部または全部を当該委託先 に提供し当該委託先が委託された目的の範囲 で利用することに同意するものとします。

与信後の管理業務の一部または全部について の委託先は次の通りです。

●名 称:ニッテレ債権回収株式会社

住 所:〒108-0023

東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル

電 話:(03)3769-4611

●名 称:株式会社シー・ヴィ・シー

住 所:〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前1-9-3 博多駅前シティビル

電 話:(092)432-7878

●名 称:弁護士法人子浩法律事務所

住 所:〒169-0072

東京都新宿区大久保2-7-17 清和ビル

電 話:(03)5292-6111

⑤ 信用情報

各取引に関する会員の返済または支払能力を 調査するため、または支払途上における会員の 返済または支払能力を調査するため、当社が取 得した他のクレジット等の利用履歴および過去 の債務の返済状況に関する情報

⑥ 本人確認情報

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、 「貸金業法」、「割賦販売法」に基づく本人確認 書類に記載された情報

② 住民票記載情報

各取引の規約等に基づき、与信判断および与 信後の管理のためまたは本人特定事項の確認 のため、当社が必要と認めた場合に会員の住 民票を当社が取得し、利用して得た情報

⑧ 年収証明書等の情報

各取引に関する会員の支払能力を調査するため、会員の源泉徴収票、所得証明書等の提出を 受け収入等の確認をすることによって得た情報

⑨ 音声·映像等の記録情報 問合わせ等の通話および防犯上録画された映 像等の記録情報

⑩ WEBサービス・アプリ等の情報 当社が運営する各種WEBサービス、各種アプリ において、会員が登録または届出た情報、ログイ ン、利用する際のIPアドレス・ブラウザ情報および GPS機能(またはビーコンサービス)を用いて取 得した位置情報等

① 公開情報

官報や電話帳等一般に公開されている情報

② 電話の有効性情報 届出電話の過去5年間の有効性(通話可能か 否か)に関する情報

2. 会員は、当社が各取引に関する与信判断および 与信後の管理業務の一部または全部を、当社の 提携する会社に委託する場合に、当社が個人情 報の保護措置を講じたうえで、前項により取得 した個人情報の一部または全部を当該委託先 に提供し当該委託先が委託された目的の範囲 で利用することに同意するものとします。

与信後の管理業務の一部または全部についての委託先は以下の通りです。

●名 称:ニッテレ債権回収株式会社

住 所:〒108-0023

東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル

電 話:(03)3769-4611

●名 称:株式会社シー・ヴィ・シー

住 所:〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前1-9-3 博多駅前シティビル

電 話:(092)432-7878

●名 称:弁護士法人子浩法律事務所

住 所:〒169-0072

東京都新宿区大久保2-7-17 清和ビル

電 話:(03)5292-6111

称:NTS総合弁護士法人

所:〒108-0023

東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル6階

話:(03)6453-7040

称:オリンポス債権回収株式会社 住 所:〒062-0020

> 北海道札幌市豊平区月寒中央通 7-6-20

話:(011)803-9002 電

称:弁護士法人みずなら総合法律事務所 所:〒060-0042

> 北海道札幌市中央区大通西10-4-16 ダンロップSKビル4階 話:(011)522-5355

3. 会員は、当社が当社の事務(コンピューター事 務、代金決済事務およびこれらに付随する事 務等)を委託する場合に、当社が個人情報の保 護措置を講じたうえで、本条1項により取得し た個人情報の一部または全部の取扱いを当該 業務委託先に委託することに同意するものと します。

第2条(個人情報の利用)

会員は、第1条1項に定める利用目的のほか、当社 が下記の目的のために第1条1項①②③④の個人 情報を利用することに同意するものとします。

- 当社のクレジットカード関連事業、金融事業 険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれ らに付随する事業における新商品情報のお知
- らせ、関連するアフターサービス 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保 険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれ らに付随する事業における市場調査、商品開発
- 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保 険事業、代理店業、金融商品仲介業およびこれ らに付随する事業における宣伝物・印刷物の送 付および電話による勧誘等の営業案内、また当 該業務を提携する会社に委託する場合に、当 社が個人情報の保護措置を講じたうえで、業 務の遂行に必要な範囲において、会員の個人 情報を委託先に預託すること
- ④ 加盟店等から提供を受けた商品情報、生活情 報の案内
 - ※当社の具体的な事業内容は、当社ホームペー ジ(https://www.jfr-card.co.jp/)に常時掲 載しております。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

会員(家族会員を除く。以下、本条において同 じ)は、当社が当社の加盟する下記の個人信用 情報機関(個人の返済または支払能力に関す る情報の収集および当該機関の加盟会員に当 該情報を提供することを業とする者。以下「加 盟信用情報機関」といいます)および加盟信用 情報機関と提携する下記の個人信用情報機関 (以下「提携信用情報機関」といいます)に照 会し、会員および会員の配偶者の個人情報(当 該機関の加盟会員によって登録される情報、貸 金業協会から登録を依頼された情報、官報情 報など当該機関が独自に収集・登録する情報を 含む)が登録されている場合には、会員の返済 または支払能力に関する調査の目的に限り、そ れを利用することに同意するものとします。

●名 称:NTS総合弁護十法人 住 所:〒108-0023

> 東京都港区芝浦3-16-20 芝浦前川ビル3階

話:(03)6453-7040 雷

称:オリンポス債権回収株式会社 名 住 所:〒062-0020

北海道札幌市豊平区月寒中央通 7-6-20

話:(011)803-9002 電

称:みずなら法律事務所 |名

所:〒060-0061

北海道札幌市中央区南1条西6 札幌北辰ビル2階

話:(011)522-5355

3. 会員は、当社が当社の事務(コンピュータ事 務、代金決済事務およびこれらに付随する事 務等)を委託する場合に、当社が個人情報の保 護措置を講じたうえで、本条1項により取得し た個人情報の一部または全部の取扱いを当該 業務委託先に委託することに同意するものと します。

第2条(個人情報の利用)

会員は、第1条1項に定める利用目的のほか、当社 が下記の目的のために第1条1項①②③④の個人 情報を利用することに同意するものとします。

- ① 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保 険事業、代理店業における新商品情報のお知 らせ、関連するアフターサービス
- ② 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保 険事業、代理店業における市場調査、商品開発
- ③ 当社のクレジットカード関連事業、金融事業、保 険事業、代理店業における宣伝物・印刷物の送 付および電話による勧誘等の営業案内、また当 該業務を提携する会社に委託する場合に、当 社が個人情報の保護措置を講じたうえで、業 務の遂行に必要な範囲において、会員の個人 情報を委託先に預託すること
- ④ 加盟店等から提供を受けた商品情報、生活情 報の案内
 - ※当社の具体的な事業内容は、当社ホームページ (https://www.jfr-card.co.jp/)に常時掲載 しております。

第3条(個人信用情報機関への登録・利用)

会員(家族会員を除く。以下、本条において同 じ)は、当社が当社の加盟する下記の個人信用 情報機関(個人の返済または支払能力に関す る情報の収集および当該機関の加盟会員に当 該情報を提供することを業とする者。以下「加 盟信用情報機関」といいます) および加盟信用 情報機関と提携する下記の個人信用情報機関 (以下「提携信用情報機関」といいます)に照 会し、会員および会員の配偶者の個人情報(当 該機関の加盟会員によって登録される情報、貸 金業協会から登録を依頼された情報、官報情 報など当該機関が独自に収集・登録する情報を 含む)が登録されている場合には、会員の返済 または支払能力に関する調査の目的に限り、そ れを利用することに同意するものとします。

2. 会員は、会員の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に次表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により会員の返済または支払能力に関する調査のため利用されることに同意するものとします。

項目	加盟信用情報機関の名称		
	(株)シー・アイ・シー	(株)日本信用情報機構	
①本契約にかかる 申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6カ月間		
②本契約にかかる 客観的な取引事実	契約期間中および取引終了後5年以内		
③債務の支払いを 延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間		

- ※(株)日本信用情報機構については、上記のほか債権譲渡の事実にかかる情報は、当該事実の発生日から1年以内。
- 3. 加盟信用情報機関および提携信用情報機関の名称、所在地、問合せ電話番号等は下記の通りです。また、当社が本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。
- ① 加盟信用情報機関
 - ○株式会社シー・アイ・シー(「貸金業法」第41条 の13、「割賦販売法」第35条の3の36に基づ く指定信用情報機関)

所在地:〒160-8375

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト

電 話: 00,0120-810-414

ホームページアドレス:

https://www.cic.co.jp/

- ※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。
- ○株式会社日本信用情報機構(「貸金業法」第 41条の13に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒110-0014

東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館

電 話: 2,0570-055-955

ホームページアドレス:

https://www.jicc.co.jp/

- ※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。
- ② 提携信用情報機関
 - ○全国銀行個人信用情報センター 所在地:〒100-8216

東京都千代田区丸の内1-3-1

電 話:03-3214-5020

ホームページアドレス:

https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員名等の詳細は、上記の同機関ホームページをご覧ください。

2. 会員は、会員の各取引に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、加盟信用情報機関に下表に定める期間登録され、加盟信用情報機関および提携信用情報機関の加盟会員により会員の返済または支払能力に関する調査のため利用されることに同意するものとします。

項目	加盟信用情報機関の名称		
	(株)シー・アイ・シー	(株)日本信用情報機構	
①本契約に係る 申込みをした事実	当社が個人信用情報機関に照会した日から 6ヵ月間		
②本契約に係る 客観的な取引事実	契約期間中および取引終了後5年以内		
③債務の支払いを 延滞した事実	契約期間中および契約終了後5年間		

- ※(株)日本信用情報機構については、上記のほか債権譲渡の事実に係る情報は、当該事実の発生日から1年以内。
- 3. 加盟信用情報機関および提携信用情報機関 の名称、所在地、問合せ電話番号等は下記の通 りです。また、当社が本契約期間中に新たに個 人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合 は、別途、書面により通知し、同意を得るものと します。
- ① 加盟信用情報機関
- ○株式会社シー・アイ・シー(「貸金業法」第41条の13、「割賦販売法」第35条の3の36に基づ <指定信用情報機関)

所在地:〒160-8375

東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウェスト

電 話:0120-810-414

ホームページアドレス:

https://www.cic.co.jp/

- ※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。
- ○株式会社日本信用情報機構(「貸金業法」第 41条の13に基づく指定信用情報機関) 所在地:〒101-0042

東京都千代田区神田東松下町41-1

電 話:0570-055-955

ホームページアドレス:

https://www.jicc.co.jp/

- ※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社ホームページをご覧ください。
- ② 提携信用情報機関
 - ○全国銀行個人信用情報センター 所在地:〒100-8216

東京都千代田区丸の内1-3-1

電 話:03-3214-5020

ホームページアドレス:

https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/

※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟会員名等の詳細は、上記の同機関ホームページをご覧ください。

- 4. 前項①に記載する加盟信用情報機関に登録する情報は下記の通りです。
 - 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等 本人を特定するための情報、申込日、契約の種 類、契約日、契約額、貸付額、商品名、年間請求 予定額、支払回数等契約内容に関する情報、利 用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に 関する情報。
- 4. 前項①に記載する加盟信用情報機関に登録する情報は下記の通りです。

氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、 勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等 本人を特定するための情報、申込日、契約の種 類、契約日、契約額、貸付額、商品名、年間請求 予定額、支払回数等契約内容に関する情報、利 用残高、支払日、完済日、延滞等支払い状況に 関する情報